

平成 27 年 11 月 23 日

平成 27 年 11 月 16 日付意見書について

総務省選挙部政治資金課長 殿

維新の党
代表 松野 賴久

維新の党を除名された議員である馬場伸幸氏から、平成 27 年 11 月 16 日付で提出された意見書（以下「馬場伸幸氏意見書」と言います。）と題する文書について、貴課より意見を求められましので、以下、我が党の意見を述べます。

尚、我が党の基本的な意見は、既に平成 27 年 11 月 11 日付「届出事項の異動届の事前審査に係る意見照会について」と題する文書（以下「意見照会対応文書」と言います。）に記載しているところですので、以下、主として馬場伸幸氏意見書に対する反論を記載します。

第 1 馬場伸幸氏意見書について

既に意見照会対応文書で述べているところですが、松野賀久は、正当に選ばれた維新の党の唯一の正統な代表です。

馬場伸幸氏は、平成 27 年 10 月 24 日の臨時党大会によって代表に選任されたと主張しておりますが、維新の党規約（以下「規約」と言います。）第 6 条第 3 項において、明文で「党大会は、執行役員会の承認に基づき、代表が招集する。」と定められています。また維新の党党大会規則（以下「党大会規則」と言います。）第 3 条第 3 項は、明文で、「臨時党大会は、執行役員会が開催を決議したとき、又は過半数の構成員が代表に対して臨時党大会の開催を要求したときに、開催することができる。」とし、党大会規則第 4 条第 1 項は、明文で、「党大会は、代表が、構成員に対して、党大会の 10 日前までに召集状を発送して召集するものとする。」と定めています。

馬場伸幸氏の主張する集会は、適式に選ばれた正統な代表である松野賀久に開催を要求しておらず、また、松野賀久が召集状を発送しておらず、松野賀久が招集していないものですので、規約、大会規則の明文に反し、到底維新の党の党大会と呼べるものではなく、馬場伸幸氏らが独自の論理に基づいて独自に開催した独自の集会にすぎませんので、維新の党に関する決定を行う権限を何ら有するものではありません。

従って、馬場伸幸氏が維新の党の代表であることを前提とする馬場伸幸氏の主張は全く失当であり、考慮に値しないものと考えます。

第2 別紙経緯説明書について

馬場伸幸氏意見書別紙記載の内容について、以下、反論を述べます。

1. 第1について

(1) 1について

馬場伸幸氏は、「重要事項については、党大会が包括的、排他的（そのように明示していないが文脈からはそうでないと意味が通らない。）決定権限を有する」との見解を繰々述べられていますが、明文の根拠として挙げられているのは、規約6条1項の「本党の最高議決機関を党大会とする。」及び同条2項の「党大会は、年間活動計画、予算、決算、規約の改正及びその他の重要事項を審議し決定する。」だけであり、その他の論拠は、規約の解釈と関係性が全く明らかでない「地方分権型国家体制への返還」等のきわめて抽象的な大概念に依拠するもので、氏独自の思い込みに基づくものとしか評価しようがありません。

この2つの条文の明文から、党大会が重要事項について決定する権限があることは読み取れます、党大会以外の機関は一切決定する権限を有しないという排他的決定権を読み取ることは、一般人の通常の感覚では、不可能であるといわざるを得ません。また、氏の掲げる「地方分権型国家体制への返還」等のきわめて抽象的な大概念が、何故本来分かり易いものであるべき党の規約の解釈に必要であるかも、一般人の通常の感覚では、到底理解不可能です。

以上馬場伸幸氏の主張は、明文上の根拠がなく、規約の解釈と無関係な抽象的概念に依拠する、馬場伸幸氏の独自の見解であるというほかなく、考慮に値するものではありません。

(2) 2について

まずもって、馬場伸幸氏は、「その他の事情で代表が不存在となった時の代表選出については規約に明確な定めがない。」と認めたうえで、規約第6条2項の「党大会は…重要事項を審議し決定する。」という概括的な条文のみを根拠として、「代表選出行為は、党の最重要事項であることは明白であるから、規約6条2項の『その他の重要事項』に当たることは言うまでもない。したがって、代表任期の満了に伴う党员による代表選挙以外の代表選出は、規約6条2項に基づき党大会が行うものである。」と断定しています。

一方で規約第8条4項は、「代表の任期満了に伴う代表の選出は、党员による選挙によって行う」と明文で定めています。

一般論として、代表選出行為が党の最重要行為であることに特段の異論はありませんが、その一事と、規約第6条2項の概括的な条文から、党大会で「党员による選挙によらずして」代表を選出できると結論することは、規約

第8条4項の明文に反し、論理に大きな飛躍があり、到底採用できるものではありません。

また、規約附則（以下「附則」と言います。）4条は明文で、「本規約に定めのない事項については、執行役員会で決定する。」と定め、平成27年5月19日の執行役員会において、同附則に基づいて定められた、維新の党代表選出臨時規程（以下「代表選出臨時規程」と言います。）第2条は、明文で、「新代表は、両院議員総会において党所属国會議員の中から選出する」とし、第5条は「両院議員総会において選出する新代表の残任期間は平成27年9月末日とする」と定めていますが、これに対して馬場伸幸氏は、「規約は両院議員総会について、党全体の重要事項を決定する機関とは『定めていない。』ことのみを根拠として、「両院議員総会が代表選出の権限を有していないことは言うまでもない。」「代表任期を延長する権限も有していないことは自明である。」と断言します。

しかしながら、そもそも維新の党代表選出臨時規程第2条及び第5条という明文の規定があるにもかかわらず、「規約（一般には党規約に付随するその他の規約も含まれると解されるはずです）は両院議員総会について、党全体の重要事項を決定する機関とは『定めていない。』」と主張することそれ自体が、一般人の通常の感覚からはほとんど理解不可能な独自の主張であるとしか言いようはありません。

以上馬場伸幸氏は、規約第8条4項という明らかな明文規定があるにもかかわらず、到底合理的といえる根拠を示さずに、これに反する、党大会における党员による選挙によらない代表の選出を主張し、その一方で、代表選出臨時規程第4条、第5条という明らかな明文規定があるにもかかわらず、その効力を、到底合理的といえる根拠を示さずに否定しているものであり、考慮に足るものではありません。

（3）3について

馬場伸幸氏は、「代表が不存在となった場合、新代表が選出されるまでの間、前任者が職務を継続する旨定めていない。」旨認めたうえで、何ら明文の根拠を示さず、規約の解釈と関係性が全く明らかでない「地方分権型政党の特徴」なる抽象的概念を論拠として、「代表が不存在となった場合に新代表が選出されるまでの間、前任者が職務を継続する旨の規定を規約以外で定めることは許されない。」と断定します。

しかしながら、附則第4条は明文で、「本規約に定めのない事項については、執行役員会で決定する。」と定めていますので、執行役員会は、「代表が不存在となった場合、新代表が選出されるまでの間、前任者が職務を継続する旨定め」ることは当然に可能です。

維新の党が「地方分権型政党」であるとの抽象的概念から、附則第4条の明文を否定し、「代表が不存在となった場合に新代表が選出されるまでの間、前任者が職務を継続する旨の規定を規約以外で定めることは許されない。」との結論を導くのはあまりに論理が飛躍しており、通常人の一般的な感覚では到底理解できないものとしか言いようがありません。

(4) 4について

また馬場伸幸氏は、附則第4条が「本規約に定めのない事項については執行役員会で決定する。」との明文の定めがあることを認めながら、「（ママ）しながら、「代表選挙以外での代表選出行為は、規約6条2項に基づき党大会で決定することとなっている。」「したがって本規約に定めがあるので、執行役員会が決定することはできない。」と断定します。

しかしながら、繰り返しですが、そもそも規約第6条2項は、「党大会は、年間活動計画、予算、決算、規約の改正及びその他の重要事項を審議し決定する。」とする規定であり、なんら代表選出行為について定めていません。この規約を「代表選挙以外での代表選出行為は、規約6条2項に基づき党大会で決定することとなっている。」解釈すること自体が、通常の一般人の感覚では到底理解できない、何ら明文の根拠も合理的な理由もない、思い込みに基づく断定であると断じざるを得ません。

一方で、規約第8条4項は、「代表の任期満了に伴う代表の選出は、党員による選挙によって行う」と明文で定めています。この様な定めがないにもかかわらず、規約6条2項の、「党大会は、年間活動計画、予算、決算、規約の改正及びその他の重要事項を審議し決定する。」という抽象的な定めに基づいて、党大会によって代表を選出できると解釈することは、明らかに規約第8条4項の明文に反し、到底採用されるべきものではありません。

更に馬場伸幸氏は、「代表任期の延長決定も規約6条2項に基づき党大会で決定するとなっており（ママ）」、「本規約に定めがあるので、執行役員会が決定することはできない。」と断定します。

たびたびの繰り返しですが、規約6条2項は、「党大会は、年間活動計画、予算、決算、規約の改正及びその他の重要事項を審議し決定する。」とする規定であり、党大会での代表任期の延長について何ら定めているものではありません。また仮に党大会で代表任期延長を「決定できる」と解釈することが可能であるとしても、それ故に、「代表任期は、党大会で『しか』決定でき」ず、従って執行役員会では決定できない、とする馬場伸幸氏の立論には大きな論理の飛躍があります。

更に馬場伸幸氏は、「そもそも規約附則第4条は、執行役員会に白紙委任したわけではない。」「党大会が規約附則第4条によって執行役員会に万能の

権限を与えることはない。」としますが、維新の党は、何ら附則第4条が白紙委任であるなどと主張していませんし、執行役員会が万能の権限があるとも主張していません。附則第4条の「本規約に定めのない事項については、執行役員会で決定する。」という明文の定めに従い、規約に定めていない事項を定めているだけです。

また馬場伸幸氏は、何ら客観的根拠を示すことなく突如持ち出した、独自の「受任者の権限の一般的法理論」なる抽象的概念を論拠として、「重要事項全般を党大会による審議・決定事項としている規約第6条1項、2項からすると」「規約附則第4条は重要事項以外において、党運営に必要な細則を定める権限を執行役員会に委ねたと考えるのが合理的である。」「党大会が代表任期満了に伴う党员による党代表の選出以外の代表選出や代表の任期延長について執行役員会に委ねたと『解することはできない。』」「代表任期満了に伴う党员による代表選挙以外の代表選出や代表の任期延長決定は、附則第4条によって執行役員会で行うことはできず、規約6条2項によって党大会が行うことになる。」などと断定します。

しかしながら、そもそも規約の解釈は、当然のことながらまず規約の明文によって行うべきです。次に、規約の明文では判定できない事項があった場合、党及び党员のほとんどが規約解釈や行動の当然の前提としていたという党内の通念（以下「党内の通念」といいます。）が基準となります。「一般的法理論」のような抽象的概念は、それを持ち出したものの恣意が強く影響しますので、党の通念と同視できるほどに一般的なものである場合以外は、規約解釈の基準とすべきものではありません。

再三の繰り返しですが、規約第6条1項の条文は「本党の最高議決機関を党大会とする。」であり、同条2項の条文は「党大会は、年間活動計画、予算、決算、規約の改正及びその他の重要事項を審議し決定する。」です。この二つの条文から馬場伸幸氏が主張する結論を引き出すのは、一般人の通常の感覚からは不可能です。

馬場伸幸氏の主張する「受任者の権限の一般的法理論」なるものは、平成27年10月15日に、維新の党を既に離党している橋下徹氏が、同内容の主張を橋下徹氏のツイッターに記載する（以下この時発表された内容を、「平成27年10月15日橋下氏発表の受任者の権限の一般的法理論」という。）まで維新の党の誰一人承知しておらず、平成27年10月15日に初めて主張・開陳されたものにすぎないから何ら規約解釈の規範となるものではありません。

以上、馬場伸幸氏の主張は、平成27年10月15日まで党内で誰一人知るものになかった、平成27年10月15日橋下氏発表の受任者の権限の一

一般的法理論なるものを持ち出して、規約の明文と、従前の党内の通念に反して、合理的根拠も明文の根拠もなく、規約6条と附則第4条の内容を、極めて恣意的に解釈するものであって、何ら考慮に値するものではありません。

(5) 5について

規約にその旨定めていることにとくだんの異論はありません。

(6) 6について

党大会が、橋下徹氏に規約・規則の解釈に反する行為を行う権限を与えていないことは言うまでもなく当然であり、橋下徹氏においても、維新の党在籍時において、当然規約・規則に反する行為を行っていないものと維新の党では認識しています。また、橋下氏や執行役員の一部の行為によって、執行役員会や両院議員総会の規約・規則違反が治癒されないことも、言うまでもなく当然です。

ところで馬場伸幸氏が何ゆえにこの様な当たり前のことと述べているかですが、橋下徹氏は平成27年5月19日に、政党法人格付与法第7条の22項に基づき、維新の党代表選考臨時規程によって松野頼久氏が代表に選任されたことを証する書面（別紙1）を登記申請し、平成27年7月2日に代表選挙を延期することを認めるメールを執行役員に送付し、平成27年8月4日の執行役員会において馬場伸幸氏が代表選挙の延期に同意し、馬場伸幸氏、橋下徹氏と行動を共にしている東徹氏が、平成27年10月10日に維新の党代表松野頼久名で、政党助成法施行規則第7条に基づく交付請求をしているからです。すなわち、馬場伸幸氏、橋下徹氏、東徹氏らは、馬場伸幸氏意見書の主張とは裏腹に、平成27年10月15日橋下氏のツイッターにおいて初めて主張・開陳された、「平成27年10月15日橋下氏発表の受任者の権限についての一般的法理論」なる抽象的概念を持ち出して松野頼久代表の代表権を否定するまでは、平成27年5月19日執行役員会における附則第4条に基づく代表選出臨時規程の決定に参加してこれを是認し、代表選出臨時規程に基づいて選出された松野頼久氏が代表であることを是認して氏の下で執行役員となってその職務を履行し、平成27年8月4日の執行役員会において附則第4条に基づいて代表選挙の延期と、代表選次代表が決まるまでの間現代表が引き続き代表の職務に当たることの決定を是認し、それを前提として行動していたものであり、係る矛盾に対する弁明として、わざわざ、「党大会が、橋下徹氏に規約・規則の解釈に反する行為を行う権限を与えていない」「橋下氏や執行役員の一部の行為によって、執行役員会や両院議員総会の規約・規則違反が治癒されない」という当然のことを述べた

てているのです。

自らの言動と明らかに矛盾している主張を行いながら、それを認めたうえで、上記のごとく平然と開き直る馬場伸幸氏の神経には驚嘆しますが、それをおき、上記矛盾は、馬場氏の主張しているように、「馬場氏、橋下氏、東氏らは、『平成27年10月15日橋下氏発表の受任者の権限についての一般的法理論』なるものに基づく規約解釈に反する規約・規則違反の執行役員会の決定を是認し、それらの決定を前提として行動していたが、それらの行動によって、執行役員会の規約・規則違反が治癒されることはない。」という事実を示すものではなくむしろ、「附則第4条等に基づく執行役員会の一連の決定は正当であり、『平成27年10月15日橋下氏発表の受任者の権限の一般的法理論』なるものは、何ら維新の党の規約解釈の規範とはならない」ことを端的に示すものです。

従って、馬場伸幸氏の主張は、従前、自ら執行役員会の一連の決定を是認し、これに従って行動していたにもかかわらず、平成27年10月15日橋下氏発表の受任者の権限の一般的法理論なるものによって突如その効力を否定する自分達の主張の矛盾を隠すために、自分達の矛盾した行動によっては執行役員会の一連の決定規約・規則違反が治癒されることはないと開き直るものにすぎないものであって、何ら考慮に値するものではありません。

(7) 7について

① ①について

馬場伸幸氏は、馬場伸幸氏意見書において、平成27年10月15日橋下氏発表の受任者の権限の一般的法理論なるものに基づいて、「代表任期満了に伴う党员による代表選挙以外の代表選出や代表の任期延長決定は、附則4条によって執行役員会で行うことはできず、規約6条2項によって党大会が行うことになる。」旨主張しているのですが、なぜか①記載の橋下徹氏の代表選出については、党大会にもよらない代表選出を、何の異議もなく是認しています。

完全な矛盾としかいいようがありません。

尚、橋下徹氏及び江田憲司氏の任期が平成27年9月20日までであったことについて、特段の異議はありません。

② ②について

②記載の事実関係に特段の異議はありません。

③ ③について

代表選出臨時規程は、附則第4条の明文に基づき、執行役員会において適正に定められた維新の党の規約であり、係る規約に基づいて適

正に選出された松野頼久が、維新の党の正統な代表権限を有する正統な代表であることに疑いはありません。

尚、平成27年5月19日の両院議員総会には馬場伸幸氏も出席して何ら異議を述べておらず、橋下徹氏は、松野頼久氏の代表就任を証する、橋下徹氏自身の記名捺印のある決定書を登記申請しています(別紙1)。

係る行為は、馬場伸幸氏らが主張するような、執行役員会の規約・規則違反の治癒するしないに関わるものでは全くなく、そもそも附則第4条等に基づく執行役員会の決定が正当なものであり、それが馬場氏、橋下徹氏らを含む党内の通念であったことを端的に示す明らかな証拠です。

④ ④について

馬場伸幸氏は、平成27年10月15日橋下氏発表の受任者の権限の一般的法理論なるものに基づいて、「代表任期満了に伴う党員による代表選挙以外の代表選出や代表の任期延長決定は、附則4条によって執行役員会で行うことはできず、規約6条2項によって党大会が行うことになる。」旨主張して、平成27年5月19日以降維新の党には代表が不存在である旨主張しているのですが、④においてなぜか「党大会の默示的追認」を認めています。

馬場伸幸氏の主張を前提とすれば、もとより不存在の代表を、党大会は明示であれ默示であれ、追認してみようがないはずですし、それ以前に、不存在の代表によって召集された党大会は、規約第6条3項に反し、それ自体不存在なはずですから追認の権限があるはずもなく、その論理的矛盾は明らかです。

馬場伸幸氏がこのような矛盾した主張をしているのは、結局少なくとも平成27年9月30日までは、松野頼久が代表であったことを認めないと、平成27年10月14日まで、松野頼久が正統な代表であることを前提としていた自らの行動を正当化出来ないからに外なりません。

⑤ ⑤について

第1文記載の、事実関係については、特段の異議はありません。

第2文については、上述の通り、馬場伸幸氏の主張する、①ないし④は、いずれも明らかに矛盾し他不合理なものであり、①ないし④から、「松野頼久氏の代表任期を執行役員会で延長することはできない。」と結論することはできません。

⑥ ⑥について

繰り返し、附則第4条等に基づく執行役員会の決定を是認し、これを前提としてなされた橋下徹氏や一部の執行役員の行為は、執行役員会の規約・規則違反の治癒するしないに関わるものでは全くなく、そもそも附則第4条等に基づく執行役員会の決定が正当なものであり、それが馬場氏、橋下徹氏らを含む党内の通念であったことを端的に示す明らかな証拠です。

(8) 8について

松野頼久が、5月19日以後維新の党の代表でなく、執行役員会が存在しないとする馬場伸幸氏の立論が、何ら根拠がない矛盾したものであることはすでに述べたとおりです。

また、松野頼久が党の代表でなく、執行役員会が不存在であるにもかかわらず、党大会がこれを追認できるとする馬場伸幸氏の主張は、明らかな矛盾を包含しており、「主張それ自体失当」としか言い得ないことも既に述べたとおりです。

尚、平成27年10月1日以後の松野頼久の代表権については（9）で、平成27年10月24日の臨時党大会と称する集会における馬場伸幸氏の代表選任が何ら維新の党に対する効力を有するものでないことは、第2で述べます。

(9) 9について

馬場伸幸氏は、特段の根拠を示さず、「代表選挙の日程を設定することと、代表任期を延長することは、性質の全く異なることであり」「そもそも執行役員会では代表任期の延長を決定することはできない。」と断定します。

しかしながら、維新の党には、政党法人格付与法に基づき法人格が与えられているところ、同法第9条は、「法人である政党等には、一人または数人の代表権を有するものを置かなければならない。」と定めており、馬場伸幸らが主張するような、「代表のいない状態で法人格を有する政党として存続している」状態は制度上全く予定されていません。

法人格を有する政党として存続する以上、代表権を有するものが置かれているのは当然であって、代表選挙の日程を決定することは、当然新代表が選出されるまでの間、現代表が代表の職務を継続するものとするとの内容を含しているものと考えるのが一般人の通常の理解に鑑み当然ですし、前述の通り、馬場伸幸氏、橋下徹氏もそれを是認し、それを前提に行動したのですから、それが党内の通念であったことも明らかです。

馬場伸幸氏が主張する通り、平成27年5月19日若しくは、平成27年9月30日以降維新の党に代表が存在しないのであれば、政党法人格付与法第9条に基づき、維新の党は法人として存続し得ず、従って政党交付金の交

付を受けないと考えざるを得ません。にもかかわらず、馬場伸幸氏は、平成27年5月19日若しくは、9月30日以降の代表の不存在を述べたてながら、平成27年10月10日に交付申請し、維新の党の銀行口座に振り込まれた政党助成金を自ら使用する旨主張し、平成27年10月26日付で政党助成法に基づく異動届まで出しているのですから、その矛盾は明らかです。

尚馬場伸幸氏は、再三にわたり、「10月15日橋下氏発表の受任者の権限の一般法理」を持ち出し、任期の延長は「委任者である特別党員によって構成される党大会の議決によらなければならないことは、疑問を挾む余地がない。」と断定していますが、そのような論理が全く成立しないことは、既に述べたとおりです。

(10) 10について

上述の通り、平成27年8月4日の執行役員会で11月1日を代表選挙の日程とした決定には、松野頼久が、同日まで代表としての職務を執行することが当然に包含されており、従って、その任期前である10月29日に、附則第4条の明文に基づき、12月6日の代表選挙までの間松野頼久が代表としての職務を執行すると定めることに、何の問題もありません。

(11) 11について

維新の党は、自らの主張を述べた上で、その客觀性を担保するために、第三者である弁護士の意見書を引用しています。専門家の意見を参考にして客觀性を確保することが民主主義を否定することであるとする馬場伸幸氏の論理は、一般人の通常の感覚では、到底理解しがたいものといわざるを得ません。

余談になりますが、馬場伸幸氏は、従前橋下徹氏と政治的行動を共にしており、今後「おおさか維新の会」に参加予定であることを公言しています。また橋下徹氏は、政治家を引退し、弁護士として、「おおさか維新の会」の政策法律顧問になる旨公言しています。弁護士の意見を参考にすることが民主主義の否定であるとする馬場伸幸氏が、「おおさか維新の会」において、弁護士である政策法律顧問の橋下徹氏の助言をどのように受け止めるのか、興味深いところです。

2. 第2について

(1) 1について

平成27年5月19日以降維新の党は代表が存在であると主張しながら、党大会での追認を認め、それでもなお代表が存在な「無政府状態」であるはずの平成27年10月1日以降の、平成27年10月10日に代表松野頼久名で交付申請した政党交付金の使用権限があると主張する馬場伸幸

氏の主張が到底考慮するに値しない矛盾したものであることは、既に述べたところです。

その上で、馬場伸幸氏は、特段の根拠を示すことなく、「この異常事態を脱して正常化に向け、新たな党代表の選出と新たな執行役員会の構成ができるのは、党の最高にして唯一の議決機関である党大会しかない。」と断じています。

しかしながら、再三の指摘ですが、維新の党的規約には、代表選挙によらずして、党大会で党の代表を選出できるとの規定は存在しません。

(2) 2について

馬場伸幸氏は、規約第6条3項において、「党大会は、執行役員会の承認に基づき、代表が招集する。」と定めていることを認めたうえで、特段の明文の根拠を示すことなく、「受任者に委任されていた権限は委任者に帰属することになるため、党の運営に関する権限は党大会の構成員である特別党員に帰属することになる。」旨主張しますが、そもそも党には特別党員のほかに一般党員がおり、一般党員を無視して特別党員のみが党の運営に関する権限を有するとする根拠は皆無です。

馬場伸幸氏は、上記主張を根拠に、特別党員が東徹参議院議員に党大会を招集する権限をゆだねた旨主張しますが、特別党員が、党大会の召集権限を第三者に委ねる権限を有する旨の規約は、一切存在しません。

従って、馬場伸幸氏が維新の党的臨時党大会であると主張する集会は、何ら明文の規定がないにも関わらず、特別党員430名のうち287名が、何の明文の規定もなく、既に維新の党を除名されていた東徹氏に召集を委ねて開催されたものにすぎません。却ってかかる集会は、規約第6条3項の「党大会は、執行役員会の承認に基づき、代表が招集する。」とする明文規定に反するものであり、維新の党的集会とは全く無関係な独自の集会であることは明らかです。

係る集会においてなされたいかなる決議も、維新の党及び第三者に対して、何らの効力を有するものではありません。

尚、現在に至るまで、特別党員287名が、「東徹氏」に臨時党大会の開催を委ねたことを証する書面は、維新の党において確認していません。

(3) 3について

馬場伸幸氏は、維新の党からの「東徹参議院議員が本臨時党大会の召集について規約上の権限に基づいておらず、本臨時党大会は無効である」との指摘に対して、特段の明文の根拠を示すことなく、「党大会の構成員である特別党員が自らに帰属する権限により党大会を招集するほかない。」とします。

当該主張は、そもそも「維新の党は法人格を有する政党でありながら、代

表が不存在である」という馬場伸幸氏の不可解な主張を前提としてなされているものですが、まさに政党に代表者がいないとこのような困難な事態になるからこそ、維新の党は、附則第4条に基づき、執行役員会において、代表選挙で新代表が選ばれるまでの間、現代表が引き続き代表の職務を執行すると定めたのです。

特別党員287名において、その決定に異論があるのであれば、規約第6条3項の定めに従い、代表者である松野頼久に、臨時党大会の開催を要請するべきであり、そうすることが可能であったにもかかわらず、特別党員287名、若しくは馬場伸幸氏、東徹氏、がかかる正当な手続きによる臨時党大会の召集を行わなかったのは、ただ単に、それが自分達にとって都合が悪かったからに過ぎないものと考えざるを得ません。

以上、規約上、東徹氏に臨時党大会の召集の権限がないことは明文上明らかです。また東徹氏に召集権限がなくても、特別党員は正当な手続きによつて代表である松野頼久に臨時党大会の開催を求めることができたのですから、かかる指摘は、何ら民主主義を否定するものではありません。

(4) 4について

3で述べた通り、馬場伸幸氏が維新の党の臨時党大会であると主張する集会が、維新の党の集会とは無関係な独自の集会であることは明らかであり、従って同集会においてなされたいかなる決議も、維新の党及び第三者に対して、何らの効力を有するものではありません。

(5) 5について

3で述べた通り、馬場伸幸氏が維新の党の臨時党大会であると主張する集会が、維新の党の集会とは無関係な独自の集会であることは明らかであり、161名の除名処分（以下「本件除名処分」という。）の有効無効は、同集会の効力に何らの影響を及ぼすものではありませんが、本件除名処分の有効性については、3. で述べます。

(6) 6について

馬場伸幸氏は、維新の党の「特別党員のみにより代表選出をするという代表選出過程そのものが党規約の定めに反し、無効である」との指摘に対し、特段の明文の根拠を示すことなく、「この様な異常事態を克服するには、規約第6条第2項の『その他の重要事項』に当たるものとして党大会を開催し新代表を選任するほかない。」と断定します。

そもそも、この時点で松野頼久が引き続き代表の職務を執行しており、何ら異常事態ではなく、規約6条3項の定めに従って臨時党大会の開催を求めればよいことであることは上述の通りですが、仮に馬場伸幸氏の主著を前提としても、明らかに、「党大会において規約第8条4項の明文に定める党員

による代表選挙の実施を決定し、規約第8条の明文に定めた方法で、代表を選出する」という選択肢が存在します。それをしなかったのは、党員による党代表の選出が、馬場伸幸氏らにとって不都合であったからに過ぎないものと考えざるを得ず、「この様な異常事態を克服するには、規約第6条第2項の『その他の重要事項』に当たるものとして党大会を開催し新代表を選任『するほかない。』」は、明らかな虚偽としか言いようがありません。

従って、馬場伸幸氏の主張を前提としても、「異常事態を克服するために、臨時党員によって新代表を選出するほかなかった。」とする主張は、規約8条の明文に定めた方法で、全党員による代表選挙を実施するという明確かつ実行可能な選択肢を意図的に除外したものであり、何ら考慮に足るものではありません。

3. 第3について

(1) 1について

第1段落記載の事実関係について、特段の異議はありません。

第2段落記載の、代表及び執行役員会が不存在であるとの主張が失当であることは、既に述べたとおりです。

(2) 2について

率直に言って馬場伸幸氏の論旨は不明確ですが、除名理由が明確でない故に除名は無効であるという主張であるならば、馬場伸幸氏意見書4.において、馬場伸幸氏も認める通り、維新の党は、平成27年11月6日付で、164名の大蔵維新の会所属の不服申立者に対して異議の聴聞を行う旨通知しているのですから、聴聞に出席し、その旨主張すべきです。

164名の大蔵維新の会所属の不服申立者は、平成27年11月19日付で、当該聴聞に出席しない旨通知してきたのであるから、係る主張は、失当としか言いようがありません。

(3) 3について

この主張も率直に言って論旨が不明確ですが、馬場伸幸氏は、本件除名処分は、「党員の弁明を聴取する」手続きを行わなかったから無効であると主張する趣旨と解されます。

馬場伸幸氏意見書4.において、馬場伸幸氏も認める通り、維新の党は、平成27年11月6日付で、164名の大蔵維新の会所属の不服申立者に対して異議の聴聞を行う旨通知しているのですから、弁明を望むのであれば、聴聞に出席し、弁明すべきです。

164名の大蔵維新の会所属の不服申立者は、平成27年11月19日付で、当該聴聞に出席しない旨通知してきたのだから、係る主張は、失当と

しか言いようがありません。

(4) 4について

馬場伸幸氏は、維新の党は、平成27年11月6日付で、164名の大坂維新の会所属の不服申立者に対して異議の聴聞を行う旨通知していることを認めたうえで、馬場伸幸氏に選任されていない川田龍平氏に聴聞等を行う権限がない旨主張します。

維新の党の代表者が松野頼久であり、松野頼久代表によって党紀委員長に選任された川田龍平氏に聴聞を行う当然の権限があることは、既に述べた通りです。

馬場伸幸氏はさらに、維新の党が聴聞の期日として指定した11月16日から18日の3日間は、平成27年11月22日の大阪府知事選挙、大阪市長選挙の直近であるから、聴聞に出席できないのは当然である旨主張します。しかしながら、馬場伸幸氏らをはじめ大阪維新の会所属の不服申立者がその選挙運動に携わっていた大阪府知事候補松井一郎氏、大阪市長候補吉村洋文氏は共に、維新の党の公認候補でも、推薦候補でもありません。松井一郎氏に至っては、平成27年8月28日において、本人が自らの意思で維新の党を離党したものであり、現時点において、維新の党とは全く関わりのない人物です。係る維新の党と無関係な人物の選挙活動に携わることは、維新の党の党紀上の問題はさておきそれ自体は個人の自由に属する事柄と思われますが、それが維新の党の聴聞を拒否する正当な理由にならないことは、社会一般の通念に鑑み当然です。

本件除名処分において、164名の大坂維新の会所属の不服申立者は、不服申し立ての機会、弁明聴取の機会を与えられているのですから、本件除名処分が党紀規則第5条2項及び同規則第8条1項に反するとの馬場伸幸氏の主張は、失当というほかありません。

尚馬場伸幸氏は、「党紀規則第5条第2項の趣旨からすると、除名処分の行われる前に、聴聞手続きは行わなければならず」と断定しますが、党紀規則第5条2項は、「幹事会は、倫理規範に反する行為に関する措置または処分を行う場合には、事実の確認、調査に基づく公正な判断を行うとともに、措置または処分の対象となる党員の弁明を聴取する等その権利の擁護に配慮しなければならない。」と定めるのみで、何ら弁明の聴取を、処分前に行わなければならない旨定めておらず、根拠不明な「趣旨」により、本件除名処分を無効とする馬場伸幸氏の主張は失当としかいいようがありません。

尚、馬場伸幸氏は、「処分後に聴聞等の手続き等が行われたとしても、その瑕疵は治癒されない。」と主張しますが、上述の通り、処分と弁明の聴取の前後関係は何ら規約で定められておらず、処分を通知するに際して異議申

し立ての機会があることも同時に通知され、実際に聴聞の機会が持たれるところで、権利の擁護に十分な配慮がなされている以上、本件除名処分には当初より瑕疵はなく、馬場伸幸氏の主張は失当であるというほかありません。

第3 結語

以上、馬場伸幸氏の主張は、平成27年10月15日橋下氏発表の受任者の権限の一般的法理論のような、規約解釈との関連性が全く不明な抽象的概念を突如持ち出し、一方で規約第6条2項を極めて恣意的に拡大解釈して何ら明文に定めのない事項を定めているものと主張し、一方で附則4条を極めて恣意的に縮小解釈して明文で定めている事項を否定するなどして、自らに都合のいい結論を牽強付会に導き出しているものです。その主張に何ら合理的根拠といえるものはなく、馬場伸幸氏、橋下徹氏らの自らの従前の言動と矛盾するばかりか、現時点での主張の内部にすら相互に相矛盾する内容を含み、何ら考慮に値するものではありません。

そもそも規約は、誰にとっても分かりやすいものでなければならず、その解釈は可能な限り明文によるべきものです。そして明文によってはどうしても解釈の隙間を埋められないときに限って、党及び党員のほとんどが規約解釈や行動の当然の前提としていたという党内の通念が用いられるべきものです。抽象的な概念は、そもそもその中身が明らかでない上、それを持ち出すもの、それを適用するものの恣意が入り込む可能性が極めて高く、誰にとっても分かりやすいことを旨とすべき公党の規約解釈の規範となるべきものではありません。

結局本件は、維新の党という公党の、適正な手続きによって選ばれた、正統な代表権限を有する、正統な代表者である松野頼久及び執行部の業務執行に、正当な手続きによって除名された、維新の党と無関係な馬場伸幸氏をはじめとする個人が、規約の明文を無視して、平成27年10月15日に初めて主張・開陳された橋下徹氏という維新の党と無関係な個人の見解を根拠として、牽強付会に自らに都合の良い主張を言い立てているに過ぎないのであって、この様な主張によって、政治資金規正法、政党助成法、政党法人格付与法等に定められた正当な維新の党の活動が阻害されることは、法秩序の維持の観点からも、日本の民主主義の保護の観点からも、到底容認されるべきものではありません。

御府におかれましては、以上をご斟酌の上、日本の法秩序、日本の民主主義を守るべき行政監督庁にふさわしいご判断を下されることを、心よりお願ひ申し上げます。

以上